職場だより

岐阜県教職員組合 情報

発行　　・

来年度から、非正規の先生方の勤務改善がすすみます

臨時的任用職員（常勤講師）の方の

「空白の一日」が解消！

臨時的任用職員（常勤講師）の方は、年度末３月 31 日の任用を切られていたことにより、３月分の給料が減額され（大学卒の初任給の場合だと約９千円減）、次年度の期末･勤勉手当（ボーナス）も満額支給されない（約６万５千円減）など、不利益を受けてきました。また任用が１年に１日不足することから、正規教職員が加入している共済組合ではなく社会保険や厚生年金に加入していました。岐阜教組はこの問題を「空白の一日」として、長年にわたって解消するよう要求してきました。

臨時的任用職員－来年度からはこうなる

- ３月の給料は全額支給
- ２年連続勤務の場合、６月ボーナスが全額支給
- 共済組合に加入
- 互助組合にも加入できる

◇ ◇ ◇ 課題は残っています ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

臨時的任用職員（常勤講師）は、担任や校務分掌を持つなど正規教員と変わりない職務を担っている方も多いにもかかわらず、給与表は**「１級」が適用**され低い給料に抑えられています（正規は「２級」）。これは「同一労働・同一賃金の原則」に反しており、昨年の臨時国会では、総務省公務員部長や文科省大臣官房審議官も「職務内容と責任が同じであれば、公立学校教員にも職務給の原則が適用され、県教委が適切な処遇、同じ格付け（２級）をすることが必要」と答弁しています。愛知県などでは２級適用をしているにもかかわらず、岐阜県では１級適用のままです。

正規教員と同等の職務に就くのであれば２級適用とそのための予算措置をすべきです。１級適用であるならば「児童･生徒の学業に関わる業務のみ」といったように、**正規教職員と職務内容や責任を明確に区別**すべきです。

任期付採用職員の任用がはじまります

育休代替者が見つからない（教育に穴があく）事態が深刻化しています。県教委は昨年 12 月、県立学校の育休取得者の代替として、最長３年の「任期付採用職員」の募集を行いました。また小中でも、教員採用試験の不合格者のうち「優秀」と評価した受験者に、任期付採用職員として名簿に登載する旨も要項で通知しています。

これは他県にはない対応で、育休取得者が安心して育休を取得できるようになることが期待されます。しかし、育休代替者は本務者の職務をそのまま引き継ぐ「任期付の本務教員」であるにもかかわらず１級が適用されることなど、問題は残されています。

非常勤講師の方は、来年度から**会計年度任用職員（パート）**としての任用になります。
詳細は、『教育ぎふ』１月 20 日号をご覧ください。